

○習志野市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例

平成27年9月30日

条例第19号

改正 平成27年12月25日条例第28号

平成27年12月28日条例第34号

平成28年7月1日条例第20号

(平成28年12月27日条例第28号)

平成28年10月6日条例第23号

平成28年12月27日条例第28号

平成29年10月4日条例第14号

平成30年10月4日条例第24号

令和元年9月30日条例第17号

令和3年6月28日条例第10号

(趣旨)

第1条 この条例は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「法」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例において使用する用語は、法において使用する用語の例による。

(市の責務)

第3条 市は、個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関し、その適正な取扱いを確保するために必要な措置を講ずるとともに、国との連携を図りながら、自主的かつ主体的に、地域の特性に応じた施策を実施するものとする。

(個人番号の独自利用)

第4条 別表第1の左欄に掲げる機関（法令の規定により同表の右欄に掲げる事務の全部又は一部を行うこととされている者がある場合にあっては、その者を含む。）は、同表の右欄に掲げる事務の処理に関して保有する特定個人情報ファイルにおいて個人情報を効率的に検索し、及び管理するために必要な限度で個人番号を利用することができる。

(平 2 8 条例 2 0 ・ 追加)

(法別表第 2 の事務処理のための同一機関内における利用)

第 5 条 市長、教育委員会又は農業委員会は、法別表第 2 の第 2 欄に掲げる事務を処理するために必要な限度で、同表の第 4 欄に掲げる特定個人情報であって自らが保有するものを、利用することができる。ただし、法の規定により、情報提供ネットワークシステムを使用して他の個人番号利用事務実施者から当該特定個人情報の提供を受けることができる場合は、この限りでない。

(平 2 8 条例 2 0 ・ 旧第 4 条線下)

(その他の事務処理のための同一機関内における利用)

第 6 条 別表第 2 の左欄に掲げる機関（法令の規定により同表の中欄に掲げる事務の全部又は一部を行うこととされている者がある場合にあっては、その者を含む。）は、同表の中欄に掲げる事務を処理するために必要な限度で、同表の右欄に掲げる特定個人情報であって当該機関の保有するものを利用することができる。ただし、法の規定により、情報提供ネットワークシステムを使用して他の個人番号利用事務実施者から当該特定個人情報の提供を受けることができる場合は、この限りでない。

(平 2 8 条例 2 0 ・ 旧第 5 条線下・一部改正)

(特定個人情報の提供)

第 7 条 法第 1 9 条第 1 1 号の条例で定める特定個人情報を提供することができる場合は、別表第 3 の第 1 欄に掲げる機関（法令の規定により同表の第 2 欄に掲げる事務の全部又は一部を行うこととされている者がある場合にあっては、その者を含む。）が、同表の第 3 欄に掲げる機関（法令の規定により同表の第 4 欄に掲げる特定個人情報の利用又は提供に関する事務の全部又は一部を行うこととされている者がある場合にあっては、その者を含む。）に対し、同表の第 2 欄に掲げる事務を処理するために必要な同表の第 4 欄に掲げる特定個人情報の提供を求めた場合において、同表の第 3 欄に掲げる者が当該特定個人情報を提供するときとする。

(平 2 7 条例 2 8 ・ 一部改正、平 2 8 条例 2 0 ・ 旧第 6 条線下・一部改正、

令 3 条例 1 0 ・ 一部改正)

(書面提出義務の解除)

第 8 条 次に掲げる場合において、他の条例等（条例及び規則（地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 138 条の 4 第 2 項の規程を含む。）並びに地方自治法第 252 条の 17 の 2 第 1 項及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号）第 55 条第 1 項の規定により市が処理することとされた事務について規定する千葉県の条例及び規則をいう。）の規定により当該特定個人情報と同一の内容の情報を含む書面の提出が義務付けられているときは、当該書面の提出があったものとみなす。

(1) 法第 19 条第 9 号又は第 17 号の規定による特定個人情報の提供があった場合

(2) 第 5 条又は第 6 条の規定による特定個人情報の利用を行う場合

(3) 前条の規定による特定個人情報の提供を行う場合

（平 27 条例 28・一部改正、平 28 条例 20・旧第 7 条繰下・一部改正、平 29 条例 14・令 3 条例 10・一部改正）

（委任）

第 9 条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

（平 28 条例 20・旧第 8 条繰下）

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成 28 年 1 月 1 日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 第 5 条及び第 6 条中情報提供ネットワークシステムに係る部分並びに第 8 条第 1 号の規定 法附則第 1 条第 5 号に定める日

(2) 次項の規定 平成 27 年 10 月 5 日

（平 28 条例 20・一部改正）

（習志野市手数料条例の一部改正）

2 習志野市手数料条例（平成 12 年条例第 5 号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう略〕

3 習志野市手数料条例の一部を次のように改正する。

〔次のよう略〕

附 則（平成 27 年 12 月 25 日条例第 28 号）

この条例は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）附則第1条第5号に掲げる規定の施行の日から施行する。

附 則（平成27年12月28日条例第34号）

この条例は、平成28年1月1日から施行する。

附 則（平成28年7月1日条例第20号）

この条例は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）附則第1条第5号に掲げる規定の施行の日から施行する。

附 則（平成28年10月6日条例第23号）

この条例中第1条の規定は公布の日から、第2条の規定は行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）附則第1条第5号に掲げる規定の施行の日から施行する。

附 則（平成28年12月27日条例第28号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成29年10月4日条例第14号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成30年10月4日条例第24号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（令和元年9月30日条例第17号）抄

（施行期日）

1 この条例は、令和元年10月1日から施行する。

附 則（令和3年6月28日条例第10号）

この条例は、令和3年9月1日から施行する。

別表第1（第4条）

（平28条例20・追加、平28条例23・平29条例14・令元条例17・一部改正）

機関	事務
1 市長	習志野市子どもの医療費等の助成に関する条例（平成14年条

		例第26号)による助成金の支給に関する事務であって規則で定めるもの
2	市長	生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置に関する事務であって規則で定めるもの
3	市長	習志野市ひとり親家庭等の医療費等の助成に関する条例(昭和60年条例第14号)による助成金の支給に関する事務であって規則で定めるもの
4	市長	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)による地域生活支援事業の実施に関する事務であって規則で定めるもの
5	市長	民間保育施設に入所している児童の保護者に対する民間保育施設の入所に係る助成金の交付に関する事務であって規則で定めるもの

別表第2(第6条)

(平27条例34・平28条例28・一部改正、平28条例20・旧別表第1繰下・一部改正、平28条例23・平29条例14・平30条例24・令元条例17・一部改正)

機関	事務	特定個人情報
1 市長	児童福祉法(昭和22年法律第164号)による障害児通所給付費、特例障害児通所給付費、高額障害児通所給付費、肢体不自由児通所医療費、障害児相談支援給付費若しくは特例障害児相談支援給付費の支給、障害福祉サービスの提供、施設若しくは措置又は費用	住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)第7条第1号から第4号まで、第6号から第8号の2まで若しくは第13号に規定する事項若しくは同法第30条の45に規定する外国人住民に係る住民票の記載事項又は住民基本台帳法施行令(昭和42年政令第292号)第13条第1項若しくは第2項に規定する住民票の記載事項(以下「住民票関係情報」という。)、児童福祉法による助産施設における

	の徴収に関する事務であ って規則で定めるもの	助産の実施若しくは母子生活支援施 設における保護の実施に関する情報、 子ども・子育て支援法（平成24年法 律第65号）による子どものための教 育・保育給付の支給に関する情報又は 生活に困窮する外国人に対する生活 保護の措置に関する情報（以下「外国 人生活保護関係情報」という。）であ って規則で定めるもの
2 市長	児童福祉法による助産施 設における助産の実施又 は母子生活支援施設にお ける保護の実施に関する 事務であって規則で定め るもの	住民票関係情報又は外国人生活保護 関係情報であって規則で定めるもの
3 市長	予防接種法（昭和23年法 律第68号）による予防接 種の実施、給付の支給又は 実費の徴収に関する事務 の の	生活保護法（昭和25年法律第144 号）による保護の実施若しくは就労自 立給付金の支給に関する情報（以下 「生活保護関係情報」という。）、地 方税法（昭和25年法律第226号） その他の地方税に関する法律に基づ く条例の規定により算定した税額若 しくはその算定の基礎となる事項に 関する情報（以下「地方税関係情報」 という。）、中国残留邦人等の円滑な 帰国の促進並びに永住帰国した中国 残留邦人等及び特定配偶者の自立の 支援に関する法律（平成6年法律第3 0号）による支援給付若しくは配偶者

		支援金の支給に関する情報（以下「中国残留邦人等支援給付等関係情報」という。）、住民票関係情報又は外国人生活保護関係情報であって規則で定めるもの
4 市長	身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)による障害福祉サービス、障害者支援施設等への入所等の措置又は費用の徴収に関する事務であって規則で定めるもの	住民票関係情報又は外国人生活保護関係情報であって規則で定めるもの
5 市長	生活保護法による保護の決定及び実施、就労自立給付金若しくは進学準備給付金の支給、保護に要する費用の返還又は徴収金の徴収に関する事務であって規則で定めるもの	地方税関係情報、住民票関係情報、公営住宅法（昭和26年法律第193号）による公営住宅（同法第2条第2号に規定する公営住宅をいう。以下同じ。）の管理に関する情報、住宅地区改良法（昭和35年法律第84号）による改良住宅（同法第2条第6項に規定する改良住宅をいう。以下同じ。）の管理に関する情報、児童福祉法による障害児通所給付費、特例障害児通所給付費、高額障害児通所給付費、肢体不自由児通所医療費、障害児相談支援給付費若しくは特例障害児相談支援給付費の支給、障害福祉サービスの提供、保育所における保育の実施若しくは措置に関する情報又は外国人生活保護関係情報であって規則で定めるもの

		もの
6 市長	地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収又は地方税に関する調査(犯則事件の調査を含む。)に関する事務であって規則で定めるもの	国民健康保険法(昭和33年法律第192号)若しくは高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号)による医療に関する給付の支給若しくは保険料の徴収に関する情報(以下「医療保険給付関係情報」という。)、介護保険法(平成9年法律第123号)による保険給付の支給若しくは保険料の徴収に関する情報(以下「介護保険給付等関係情報」という。)、生活保護関係情報、住民票関係情報又は外国人生活保護関係情報であって規則で定めるもの
7 市長	公営住宅法による公営住宅の管理に関する事務であって規則で定めるもの	外国人生活保護関係情報であって規則で定めるもの
8 市長	国民健康保険法による保険給付の支給、保険料の徴収又は保健事業の実施に関する事務であって規則で定めるもの	介護保険給付等関係情報、生活保護関係情報、中国残留邦人等支援給付等関係情報、住民票関係情報、習志野市子ども医療費等の助成に関する条例による医療費等の助成に関する情報又は外国人生活保護関係情報であって規則で定めるもの
9 市長	国民年金法(昭和34年法律第141号)による年金である給付若しくは一時金の支給、保険料その他徴収金の徴収、基金の設立の	住民票関係情報であって規則で定めるもの

	認可又は加入員の資格の取得及び喪失に関する事項の届出に関する事務であって規則で定めるもの	
1 0 市長	知的障害者福祉法(昭和35年法律第37号)による障害福祉サービス、障害者支援施設等への入所等の措置又は費用の徴収に関する事務であって規則で定めるもの	住民票関係情報又は外国人生活保護関係情報であって規則で定めるもの
1 1 市長	住宅地区改良法による改良住宅の管理若しくは家賃若しくは敷金の決定若しくは変更又は収入超過者に対する措置に関する事務であって規則で定めるもの	外国人生活保護関係情報であって規則で定めるもの
1 2 市長	児童扶養手当法による児童扶養手当の支給に関する事務であって規則で定めるもの	生活保護関係情報、住民票関係情報又は外国人生活保護関係情報であって規則で定めるもの
1 3 市長	老人福祉法(昭和38年法律第133号)による福祉の措置又は費用の徴収に関する事務であって規則で定めるもの	地方税関係情報、住民票関係情報又は外国人生活保護関係情報であって規則で定めるもの
1 4 市長	母子及び父子並びに寡婦福祉法(昭和39年法律第	児童手当法(昭和46年法律第73号)による児童手当若しくは特例給付

	129号)による資金の貸付けに関する事務であって規則で定めるもの	(同法附則第2条第1項に規定する給付をいう。以下同じ。)の支給に関する情報(以下「児童手当関係情報」という。)、児童扶養手当法(昭和36年法律第238号)による児童扶養手当の支給に関する情報(以下「児童扶養手当関係情報」という。)、地方税関係情報又は住民票関係情報であって規則で定めるもの
15	市長 母子及び父子並びに寡婦福祉法による給付金の支給に関する事務であって規則で定めるもの	住民票関係情報であって規則で定めるもの
16	市長 特別児童扶養手当等の支給に関する法律による障害児福祉手当若しくは特別障害者手当又は国民年金法等の一部を改正する法律(昭和60年法律第34号)附則第97条第1項の福祉手当の支給に関する事務であって規則で定めるもの	生活保護関係情報、地方税関係情報、中国残留邦人等支援給付等関係情報、住民票関係情報、国民年金法による年金である給付の支給に関する情報(以下「年金給付関係情報」という。)又は外国人生活保護関係情報であって規則で定めるもの
17	市長 母子保健法(昭和40年法律第141号)による保健指導、新生児の訪問指導、健康診査、妊娠の届出、母子健康手帳の交付、妊産婦の訪問指導、低体重児の届	住民票関係情報又は外国人生活保護関係情報であって規則で定めるもの

	出、未熟児の訪問指導、養育医療の給付若しくは養育医療に要する費用の支給又は費用の徴収に関する事務であって規則で定めるもの	
18 市長	児童手当法による児童手当又は特例給付の支給に関する事務であって規則で定めるもの	住民票関係情報であって規則で定めるもの
19 市長	高齢者の医療の確保に関する法律による後期高齢者医療給付の支給、保険料の徴収又は保健事業の実施に関する事務であって規則で定めるもの	生活保護関係情報、中国残留邦人等支援給付等関係情報、住民票関係情報又は外国人生活保護関係情報であって規則で定めるもの
20 市長	中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による支援給付又は配偶者支援金の支給に関する事務であって規則で定めるもの	地方税関係情報、住民票関係情報、公営住宅法による公営住宅の管理に関する情報又は住宅地区改良法による改良住宅の管理に関する情報であって規則で定めるもの
21 市長	介護保険法による保険給付の支給又は保険料の徴収に関する事務であって規則で定めるもの	住民票関係情報又は外国人生活保護関係情報であって規則で定めるもの
22 市長	健康増進法(平成14年法	介護保険給付等関係情報、生活保護関

	律第103号)による健康増進事業の実施に関する事務であって規則で定めるもの	係情報、中国残留邦人等支援給付等関係情報、住民票関係情報又は外国人生活保護関係情報であって規則で定めるもの
23 市長	特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律(平成16年法律第166号)による特別障害給付金の支給に関する事務であって規則で定めるもの	地方税関係情報又は住民票関係情報であって規則で定めるもの
24 市長	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給又は地域生活支援事業の実施に関する事務であって規則で定めるもの	生活保護関係情報、地方税関係情報、中国残留邦人等支援給付等関係情報、住民票関係情報、年金給付関係情報又は外国人生活保護関係情報であって規則で定めるもの
25 市長	子ども・子育て支援法による子どものための教育・保育給付の支給若しくは子育てのための施設等利用給付の支給又は地域子ども・子育て支援事業の実施に関する事務であって規則で定めるもの	児童扶養手当関係情報、生活保護関係情報、地方税関係情報、中国残留邦人等支援給付等関係情報、住民票関係情報、児童福祉法による障害児通所支援に関する情報、特別児童扶養手当等の支給に関する法律(昭和39年法律第134号)による特別児童扶養手当の支給に関する情報(以下「特別児童扶養手当関係情報」という。)、身体障害者福祉法による身体障害者手帳、精神保健及び精神障害者福祉に関する

		<p>法律（昭和25年法律第123号）による精神障害者保健福祉手帳若しくは知的障害者福祉法にいう知的障害者に関する情報（以下「障害者関係情報」という。）、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給に関する情報（以下「障害者自立支援給付関係情報」という。）又は外国人生活保護関係情報であって規則で定めるもの</p>
26 市長	<p>習志野市子どもの医療費等の助成に関する条例による助成金の支給に関する事務であって規則で定めるもの</p>	<p>医療保険給付関係情報、生活保護関係情報、地方税関係情報、住民票関係情報又は外国人生活保護関係情報であって規則で定めるもの</p>
27 市長	<p>生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置に関する事務であって規則で定めるもの</p>	<p>児童扶養手当関係情報、医療保険給付関係情報、介護保険給付等関係情報、生活保護関係情報、地方税関係情報、中国残留邦人等支援給付等関係情報、住民票関係情報、公営住宅法による公営住宅の管理に関する情報、住宅地区改良法による改良住宅の管理に関する情報、児童福祉法による障害児通所給付費、特例障害児通所給付費、高額障害児通所給付費、肢体不自由児通所医療費、障害児相談支援給付費若しくは特例障害児相談支援給付費の支給、障害福祉サービスの提供、保育所にお</p>

		ける保育の実施若しくは措置に関する情報、児童手当関係情報、年金給付関係情報、障害者自立支援給付関係情報、母子及び父子並びに寡婦福祉法による資金の貸付け若しくは母子家庭自立支援給付金に関する情報、特別児童扶養手当等の支給に関する法律による障害児福祉手当若しくは特別障害者手当若しくは国民年金法等の一部を改正する法律附則第97条第1項の福祉手当の支給に関する情報、母子保健法による養育医療の給付若しくは養育医療に要する費用の支給に関する情報又は特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律による特別障害給付金の支給に関する情報であって規則で定めるもの
28 市長	習志野市ひとり親家庭等の医療費等の助成に関する条例による助成金の支給に関する事務であって規則で定めるもの	医療保険給付関係情報、生活保護関係情報、地方税関係情報、住民票関係情報又は外国人生活保護関係情報であって規則で定めるもの
29 市長	民間保育施設に入所している児童の保護者に対する民間保育施設の入所に係る助成金の交付に関する事務であって規則で定めるもの	児童扶養手当関係情報、生活保護関係情報、地方税関係情報、中国残留邦人等支援給付等関係情報、住民票関係情報、児童福祉法による障害児通所支援に関する情報、特別児童扶養手当関係情報、障害者関係情報、障害者自立支援給付関係情報又は外国人生活保護

	関係情報であって規則で定めるもの
--	------------------

別表第3（第7条）

（平28条例20・旧別表第2線下・一部改正）

1 情報照会機 関	2 事務	3 情報提供機 関	4 特定個人情報
教育委員会	学校保健安全法（昭和33年法律第56号）による医療に要する費用についての援助に関する事務であって規則で定めるもの	市長	生活保護関係情報、児童扶養手当関係情報又は住民票関係情報であって規則で定めるもの